

○農林水産省告示第七百八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ産おらんかいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年六月十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
二 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査	二 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査	
(一) オランダにおいて、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査工について次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行わわれていること。	(一) オランダにおいて、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行わされていること。	
ア (略)	ア (略)	
イ ジャクソン型のトラップにより、トリメドルラーその他農林水産省消費安全局長が指定する誘引剤を用いて行うこと。	イ ジャクソン型のトラップにより、誘引剤としてトリメドルラーを用いて行うこと。	
ウ・エ (略)	ウ・エ (略)	
六 (一) こん包及びこん包場所 (略)	六 (一) こん包及びこん包場所 (略)	
(二) こん包は、指定生産地域又は指定生産地域と同等のトラップ調査が行われている地域内のオランダ植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。	(二) こん包は、指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。	
(三) (略)		